

# 仕 様 書

## 立木調査業務

山武郡市環境衛生組合

令和4年12月

# 第1章 総則

## 第1条 委託の目的

本業務は、山武郡市環境衛生組合が計画する新ごみ処理施設建設予定地内にある立木等について、造成工事数量算定（立木等の伐採伐根）に必要な調査を実施することを目的とする。

## 第2条 委託の概念

本業務を実施するにあたっては、山武郡市環境衛生組合の意図及び目的を充分理解した上で、経験のある主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに正確丁寧にこれを行わなければならない。

## 第3条 仕様書

本業務実施にあたっては、本仕様書より実施するものとする。

## 第4条 業務の指示及び監督

- (1) 本業務を実施するにあたり、受注者は山武郡市環境衛生組合が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受注者は本業務の各段階に着手するときは、当該段階の基本方針について監督職員の承認を受けなければならない。

## 第5条 業務計画

受注者は、本業務を着手するにあたっては、この仕様書及び現地踏査の結果等を基に業務計画を策定するものとする。

業務計画書には下記事項を記載するものとする。

1. 業務概要
2. 実施方針
3. 業務工程
4. 業務組織計画
5. 打合せ計画
6. 成果品の内容、部数
7. 連絡体制（緊急時を含む）
8. その他

## 第6条 疑義

受注者は、業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、監督職員と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

## 第7条 現場補償

受注者は、本業務遂行のため伐採、その他補償の対象となるものについては、事前に監督職員の指示を受けるものとするが、補償は受注者の負担により処理するものとする。

## 第8条 事故等の防止

現地作業は、傷害その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を守り、円滑にこれを遂行しなければならない。

なお、事故損害等が生じた場合の補償に要する費用は受注者の負担とし、不可抗力による場合は発注者と協議のうえ決定する。

## 第9条 貸与資料

本業務実施にあたっては、発注者の所有する必要な資料を貸与するものとする。貸与された資料については万全の注意を払い管理し、業務完了後は直ちに返却するものとする。

## 第10条 土地の立ち入り

業務にあたっての土地の立ち入りは、地元住民と強調を保ち、いたずらに摩擦を起こさないよう充分心掛けなければならない。

## 第11条 秘密の保持

受注者は、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の履行に用いた資料を、監督職員の承諾を得て使用する場合を除き、転写又は閲覧もしくは貸し出ししてはならない。

## 第12条 成果品の提出

受注者は、業務完了後、必要な成果を取りまとめた報告書を正副2部提出する。

また、電子データについては電子媒体で1部提出する。

## 第13条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後といえども、誤測、又は業務の失策、不備が発見された場合は、速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

#### 第14条 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属はすべて発注者とし、受注者が成果品を公表するについては、一切これを認めない。

#### 第15条 納期

納期は、令和5年2月28日までとする。  
なお、納期内であっても業務のうち完成したものについては提出を求める場合がある。

## 第2章 業務内容

### 1. 業務の内容

本業務は、山武郡市環境衛生組合が計画する新ごみ処理施設建設予定地内にある立竹木等について、造成工事数量の算定（立木等の伐採伐根）に必要な調査を実施する。

業務内容は以下の作業について実施するものとする。

・物件調査（立竹木調査）

打合せ協議	1 業務
現地踏査	1 業務
立木調査 金尾 1132 番地	4,826 m <sup>2</sup>
立木調査 金尾 1128-6 番地の一部	600 m <sup>2</sup>

### 2. 調査方法

立木調査は、樹木の種類、本数、胸高直径を調査し立木調書を作成する。

### 3. 成果品

本業務の成果品として下記のを納入する。

報告書（A4版）	2 部
電子データ（CD-R）	1 式